

# 大阪市環境影響評価専門委員会会議録

1 日 時 令和5年11月6日(月) 10時00分～11時15分

2 場 所 ATCビルO's 棟南館4階 大阪市経済戦略局 第2会議室(ウェブ併用)

3 出席者

専門委員会委員：近藤 明 委員 貫上 佳則 委員 亀甲 武志 委員

西野 貴子 委員 花嶋 温子 委員 山口 弘純 委員

吉田 準史 委員 若狭 愛子 委員 若本 和仁 委員

乾 徹 委員(ウェブ) 藤田 香 委員(ウェブ)

山本 浩平 委員(ウェブ)

大阪市：環境局長

環境局理事兼エネルギー政策室長

環境局環境管理部長

連絡委員会(環境局環境管理部環境管理課長 他)

事務局：環境局環境管理部環境管理課

4 議 題

(1) 大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業環境影響評価準備書について

(諮問)

(2) その他

## 5 議事録

【司会】 皆様、おはようございます。定刻を少し過ぎましたが、ただいまから大阪市環境影響評価専門委員会を開催させていただきます。

議事に入りますまでの間、進行を務めさせていただきます事務局の佐藤と申します。よろしくお願いたします。

また、報道関係者の皆様には、あらかじめ事務局からご説明しましたとおり、会議の進行の妨げにならないよう、取材のほう、よろしくお願いたします。

それでは、本日、ご出席いただいております委員の皆様をお名前だけで紹介させていただきます。

まず、この会場にご出席の方からです。近藤会長でございます。

【近藤会長】 よろしくお願いたします。

【司会】 貫上会長職務代理でございます。

【貫上会長職務代理】 貫上でございます。よろしくお願いたします。

【司会】 亀甲委員でございます。

【亀甲委員】 亀甲です。よろしくお願いたします。

【司会】 西野委員でございます。

【西野委員】 西野です。よろしくお願いたします。

【司会】 山口委員でございます。

【山口委員】 山口です。よろしくお願いいたします。

【司会】 吉田委員でございます。

【吉田委員】 吉田です。よろしくお願いいたします。

【司会】 若狭委員でございます。

【若狭委員】 若狭です。よろしくお願いいたします。

【司会】 若本委員でございます。

【若本委員】 若本です。よろしくお願いいたします。

【司会】 花嶋委員につきましては、少し遅れてこちらに向かってまいりますので、またご紹介させていただきます。

次に、ウェブでご出席の委員の方をご紹介いたします。乾委員でございます。藤田委員でございます。山本委員でございます。早川特別委員につきましても、少し遅れてご出席いただけるとお伺いしております。

現在、11名の委員にご出席いただいております。大阪市環境影響評価専門委員会規則第5条第2項の規定によりまして、本会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

また、ウェブでご出席の委員も映像と音声により委員ご本人でいること、また、委員間で映像と音声が即時に伝わることを近藤会長にもご確認いただいております。

続きまして、本市からの出席者をご紹介いたします。

環境局長の堀井でございます。

【環境局長】 堀井でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 環境局理事兼エネルギー政策室長の山本でございます。

【環境局理事】 山本です。どうぞよろしくお願いいたします。

【司会】 環境管理部長の松井でございます。

【環境管理部長】 松井です。本日、よろしくお願いいたします。

【司会】 そのほか、環境影響評価連絡会の7部局から関係課長が出席しております。

また、本日の議題1で諮問させていただく環境影響評価準備書の事業者側といたしまして、合同会社日本MGMリゾート、オリックス株式会社、中央復建コンサルタンツ株式会社の各担当者様にもご出席いただいております。

それでは、開会に当たりまして、大阪市環境局長の堀井よりご挨拶申し上げます。

【環境局長】 環境局長の堀井でございます。失礼して、着座のままご挨拶申し上げます。

大阪市環境影響評価専門委員会委員の皆様には、ご多用の中、本日、ご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

また、平素から本市の環境行政の推進に多大なるご指導、ご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本専門委員会は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、これまでウェブ開催としておりましたが、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に変更されたことから、本日、対面とウェブとの併用により開催させていただいております。

さて、国の中央環境審議会が、第6次環境基本計画の策定に向け、10月に公表しました中間取りまとめにおきましては、「人類は環境危機に直面している」と、現下の危機と2030年の重要性や持続可能な社会に向けた今後の環境政策の展開の基本的な考え方などが示されており、重点戦略やその戦略を支える環境政策の展開などについても検討されているところでございます。

本市といたしましては、こうした国の新たな計画や施策、国際的な取組を踏まえ、より一層、脱炭素社会の実現、循環型社会の形成や快適な都市環境の確保に取り組み、地球環境への貢献を果たすことによって、SDGs達成に貢献する環境先進都市の実現を目指してまいります。

本日は、「大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業」、いわゆる「大阪IR事業」の環境影響評価準備書につきまして諮問をさせていただき、ご審議していただくこととしております。

本事業は、本年4月に国内で初めて、特定複合観光施設区域整備法に基づく「区域整備計画」の認定を受け、此花区夢洲におきまして、大阪・関西が有するポテンシャルと民間の創意工夫を最大限生かして、大阪・関西の持続的な経済成長のエンジンとなる大阪IRを実現していくものでございます。

夢洲では、大阪の成長を牽引する新たな国際観光拠点の形成を目指し、本専門委員会でもご審議いただきました2025年日本国際博覧会の会場や北港テクノポート線の夢洲駅の整備などが進められているところでございます。本事業につきましても、環境の保全について適正な配慮を確保するため、あらかじめ環境影響評価を行うことは、環境と成長の好循環を推進する上で非常に重要なことと認識しております。

委員の皆様方におかれましては、本事業につきまして、環境の保全及び創造の見地からご審議を賜りますことをお願い申し上げまして、誠に簡単ではございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

【司会】 続きまして、本日配付させていただいている資料の確認をさせていただきます。

会議次第、本委員会の名簿、諮問文、部会構成と規則。あとは事前に郵送にてお送りしております準備書と、その要約書でございます。

また、ウェブでご出席の皆様におかれましては、ご発言いただくとき以外はマイクをオフにさせていただきますよう、よろしくお願ひいたします。ご発言いただく際には、冒頭にお名前をお願ひいたします。

これ以降の議事につきましては、近藤会長にお願ひしたいと存じます。近藤会長、よろしくお願ひいたします。

【近藤会長】 それでは、議事に入らせていただきます。

委員の皆様方には、お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

早速、1つ目の議題であります「大阪・夢洲地区特別複合観光施設設置運営事業環境影響評価準備書」について諮問を受けたいと思います。

【環境局長】 それでは、諮問させていただきます。

大阪市環境影響評価専門委員会会長 近藤明様

大阪・夢洲地区特別複合観光施設設置運営事業環境影響評価準備書について（諮問）

標題について、大阪市環境影響評価条例第20条第2項の規定に基づき、事業者に対し環境の保全及び創造の見地からの市長意見を述べるにあたり、貴専門委員会の意見を求めます。

大阪市長 横山英幸

どうぞよろしく願います。

【近藤会長】 ただいま、市長から「大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業環境影響評価準備書」につきまして諮問をお受けいたしましたので、委員の皆様方には、これからご検討のほど、よろしく願います。

それでは、準備書の内容について、事業者の皆様方から説明をしていただきたいと思います。よろしく願います。

【事業者】 それでは、ご説明させていただきます。

私、準備書の作成を担当させていただきました、中央復建コンサルタンツ株式会社 橋本と申します。私から、お手元の準備書の要約書及び画面でも共有させていただきますけれども、それらに基づいてご説明をさせていただきます。よろしく願います。

まず、1ページ目から参ります。事業の概要をご説明させていただきます。

本事業、事業者の氏名及び住所はこちらに記載していますとおり、事業者は大阪IR株式会社、代表者は代表取締役、エドワード及び高橋となっております。

今回、対象事業の名称としましては、大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業としております。

事業の種類ですが、駐車場の新設が1,000台以上、あと開発行為に伴う施行区域の面積が50ヘクタール以上という計画になっております。

本事業の目的につきましては、要約書に記載をしておりますが、ここでは割愛をさせていただきます。

続きまして、2ページ、表1.1に具体の事業概要を記載しております。上から2つ目、事業計画地の面積は合計 約64.2ヘクタール、これは太陽光発電の事業計画候補地を含みます。延べ床面積の合計は約84万8,000平米。建築物の最高高さは、MGM大阪が約130メートルです。主要用途は、会議施設、展示等施設、劇場、ミュージアム、飲食施設、バスターミナル、フェリーターミナル、係留施設、宿泊施設、カジノ、駐車場、太陽光発電設備です。来場想定者数ですが、年間来場者数が約1,987万人、日最大来場者数は約10万人。それに基づきまして、駐車台数が約3,200台と計画しております。

続きまして、想定工事期間ですが、2024年度夏頃から2030年度夏頃まで。想定供用時期は2030年度秋頃です。

次に、施設配置計画、3ページです。

図の1.1をご覧ください。準備書の中でもキーワードとして出てきますが、赤枠で囲ってあります敷地A、敷地Bという表記がございます。敷地Aが約39ヘクタール、Bが約10ヘクタールです。これに太陽光発電計画候補地が合算されて64.2ヘクタールという計画になってございます。

また、敷地Aの周囲の道路を外周道路と呼んでおりまして、このワードは準備書の中でも出て



きます。

続きまして、4ページ、上の図1.2が施設配置のイメージになっております。太陽光発電につきましては、夢洲1区の中、事業計画地としては南西部に位置しております。

あと図1.3により具体の施設配置を記載しております。敷地Aの一番南側にMGMホテル、東側にMUSUBIホテル、関西ツーリズムセンター、北西側にはMICEの施設及びエネルギーセンターがあります。北側、敷地Bのほぼ中央に関西アート&カルチャーミュージアム・フェリーターミナルがあります。さらに北側の岸壁に係留施設がございます。

これらを踏まえて、5ページに施設のイメージパースを記載しております。これは、北側から見たパースになっております。図の1.4です。右側手前の建物がMICE施設、奥がMGM大阪、噴水を挟んで左側がMUSUBIホテル、真ん中の広場が結びの庭という計画でございます。

緑化計画について、本事業の緑化計画におきましては、夢洲まちづくり基本計画等を踏まえ、みどりを身近に感じ、安らぎを提供する空間を創出する。あと、敷地内部の多種多様な緑地を含めた生態系ネットワークの維持・形成を目指すこととしております。また、四季折々の彩を楽しめるよう、各ゾーンに応じて多様な植物を選定し、落葉樹を主体とした季節感のあるオープンなエリア、常緑樹を主体とした防風機能を備えたエリア、様々な水とみどりによる多様な空間を創出するとともに、海辺に位置する立地特性から、耐塩性のある緑地の整備を検討します。あと、日本に自生している在来種を基本として、京阪エリア、特に臨海部に自生している郷土種も活用

するなど、地域の生態系へ配慮した緑地の整備を検討します。

次に、中央部に配置する結びの庭ゾーンですが、敷地中央部に大規模なオープンスペースとして、植栽面積を可能な限り確保することを目指します。そして、北側に配置する海辺のゾーン、ウォーターフロントゾーン、海辺景観を生かしたオープンスペースとして緑地の配置を検討いたします。

事業計画地整備後は植栽した樹木の保育管理、あと特定外来生物が敷地内で繁茂しないよう、適宜駆除を行うという適切な維持管理を行ってまいります。

以上が、緑化計画に関する記載でございます。

次に、6ページ、供給処理計画についてご説明します。

供給処理施設計画の概要は表1.3に示すとおりです。上から空気熱源ヒートポンプチラー、ボイラー、自家用発電設備（コージェネ）、給湯用ボイラー等々、計画をしております。なお、方法書時点からの変更点として、当初、排水熱利用システムを計画しておりましたが、こちらがヒートポンプチラーへの変更、あと計画熟度の進展に伴いまして、ボイラーの増設が今回計画として反映させていただいています。いずれも条例第30条第1項に基づく変更届を提出させていただきまして、方法書の再手続は不要との通知をいただいております。

次に、6ページの中ほどからエネルギー計画についてご説明します。

本事業の施設で使用するエネルギーは、主に電気、都市ガスを計画しております。先ほど申しました各施設で使用するエネルギー源については極力集中化を図り、区域内全域に電力供給を行

うとともに、敷地A全域には熱供給を行う計画です。エネルギーセンターを導入することにより、エネルギーの一元管理を行って、省エネルギーを促進する計画です。エネルギーセンターには、コージェネ等の省エネルギーシステムを導入する計画です。

自然エネルギーにつきましては、夢洲1区及びMICE施設等において太陽光発電整備の導入を積極的に行う計画です。ただし、夢洲1区における太陽光発電設備の具体的な利用範囲・面積につきましては、大阪府・市、大阪広域環境施設組合及び事業者による今後の協議により決定してまいります。

次に、7ページ、交通計画についてご説明します。

施設へのアクセスは、表1.4に示すとおりです。交通手段として自家用車、タクシー、鉄道、駅シャトルバス・長距離バス、貸切・送迎バス、船舶を計画しております。これらの大規模なバス輸送機能や船舶による輸送機能の導入に加えまして、リムジンサービス、タクシーの利用促進、ICT等を利用した交通情報提供及び駐車場の料金ダイナミックプライシングにより公共交通利用促進を図り、周辺交通量の増加を極力抑制する計画でございます。

また、本事業に伴う資材、物資等の搬入、物流の効率化など、総合的な渋滞対策及び交通マネジメントにより周辺交通への影響を低減させる計画です。

そして、施設関連車両の主要走行ルートは、8ページの図1.5に示すとおりです。こちらは方法書に記載したルートから変わりはありません。

次に、9ページ、駐車場整備計画についてです。

施設内の駐車場につきましては、来場者数想定に基づいた自家用車の時間帯別交通量及び滞在時間を考慮して、図1.6に示すとおり、MICE施設の南側に約1,450台、MGM大阪に1,100台、MUSUBIホテルに約650台を配分する計画としております。

次に、9ページの下ほど、工事計画についてご説明させていただきます。

表1.6に工程（想定）工程表を記載しております。想定工事工程は事業実施に必要な区域認定、都市計画手続、その他手続を踏まえまして、2024年度夏頃の工事着手、2030年度夏頃の全体工事完了を想定しております。

工事関連車両の主要ルート、11ページ、図1.7に示すとおりです。こちらも方法書に記載したルートから変更はありません。工事関連車両の走行に当たっては、幹線道路、高速道路の利用を優先することとし、特定の道路に集中しないよう、走行ルートを適切に選定していきます。また、同時期に万博やインフラ工事等が集中する場合は調整を行い、走行ルートに集中することがないように配慮いたします。

次に、廃棄物・残土処理計画です。10ページの中ほどです。

事業計画地は埋立地で、大規模な切土・盛土を行う造成はありませんが、建物の地下部、基礎工において発生する残土については、原則、島内処分を行う予定です。

あと、万博やその前後の期間に残土を搬出する場合は島内に仮置きするなど、一時的に集中して搬出しないよう配慮します。産業廃棄物処理業者（中間処理業者）の受入基準を満たす建設汚泥については再生利用に努めることとしておりますが、その基準を超過した建設汚泥につきまし

ては、原則、全量を管理型最終処分場で処分する計画にしております。その他、工事中に発生する廃棄物につきましては、発生抑制、再利用、再資源化について適切な措置を講じます。

続きまして、12ページ、雨水等の処理計画についてご説明します。

工事中の雨水や地下水については適切な水質管理を行い、雨水管へ排出する予定です。また、工事中、し尿、汚水につきましては、公共下水道整備前は仮設浄化槽で処理し、適切な水質管理を行い、雨水排水管より海域へ排出するか、排出量自体が少ない場合には、くみ取りによって周辺し尿処理場へ搬出する計画です。図の1.8に雨水等排出計画図を記載しております。2か所、排水箇所を想定しております。

続きまして、13ページ、1.3節にはSDGs達成への貢献について記載しております。

具体には表1.7、右側にSDGsの17つのゴールがございます。表の真ん中、行動計画といたしておりますのが、本事業で実施する環境への配慮であったり、保全措置等々を記載しております。これが、SDGsのゴール17つのうち、どれに該当するかを整理したのが表1.7です。詳細については、ご説明は割愛させていただきますが、このようにSDGsとの関連性についても記載をしております。

次に、環境影響評価の実施内容の概要に移らせていただきます。18ページからです。

環境影響要因と環境影響評価の項目の関係性、表2.1に記載をしております。環境影響評価項目につきましては、大気質、水質・底質、土壌、騒音、振動、低周波音、電波障害、廃棄物・残土、地球環境、気象、動物、植物、生態系、景観、自然とのふれあい活動の場、15項目を選定

しております。

方法書からの変更点としては、排水熱利用システムの取りやめがありましたので、供用時の水質は環境影響評価要因から削除いたしました。また、地球環境において供用時、施設関連車両の検討を行っておりますので、こちらについては追加をした次第でございます。

次に、環境影響評価を実施する区域は、環境影響が及ぶと想定する範囲として、此花区、港区、住之江区といたしました。

次に、予測方法につきまして、予測する項目、方法、予測地点及び範囲、予測時期等を表 2.2、19ページより記載しております。それぞれ予測項目について詳細を記載しております。

この内容につきましては、方法書提出時に審査いただいておりますので、基本的に説明は割愛させていただきます。ただ、一部予測方法の見直しであったり変更、例えば大気 of 自動車の予測につきましては、プルーム方式から J E A 式に変更したり、一部変更をしております。

次に、23ページ以降、図 2.1 から 2.6 が、今回、環境影響評価の項目の予測地点となっております。図 2.1 が大気質、これは施設の供用、船舶の運航、建設機械の稼働、工事関連船舶の運航になります。24ページが騒音、振動、低周波。25ページは大気、騒音、振動の施設関連車両の走行。26ページは工事関連車両の走行。27ページは景観の予測地点。28ページが自然とのふれあい活動の場の予測地点の図面をそれぞれ記載しております。こちらについても、方法書の審査時に審査いただいて、決定したという調査地点、予測地点となっております。

次に、29ページ、予測結果の評価の観点を記述しております。技術指針等にのっとりまして、

各項目について、それぞれ評価の観点を記載しております。具体の説明、割愛させていただきます。

次に、31ページから予測及び評価の結果です。こちらについては56ページまで、各項目について記載をしておりますが、本日、限られた時間内でのご説明となりますので、概要だけ述べさせていただきますと、先ほどご説明させていただいた大気以降15項目につきまして、本事業の実施が及ぼす影響は最小限にとどめるよう環境保全について配慮されている。環境保全の目標を満足するものと評価しております。こちらにつきましては具体を予測評価、審議のほど、何とぞよろしく願いいたします。

次に、4章に参ります。4章は57ページから、環境保全及び創造のための措置ですが、基本的には、先ほど1章に述べたような工事計画であったり、交通計画であったり、緑化計画の内容を記載しております。

あと、環境保全計画として58ページ以降、各環境影響評価項目について、いろいろ配慮事項等、記載をしておりますが、具体には5章の各予測評価、保全措置に記載した内容と同じものを記載している状況です。

最後に、事後調査の方針についてご説明をさせていただきます。66ページになります。

事後調査について、施設の利用時につきましては、道路交通騒音・振動・交通量を対象に、事業計画地周辺において調査を行います。また、施設から発生する廃棄物・リサイクル量・処分量及び施設でのエネルギー消費量について集計を行います。

工事中につきましては、建設機械の稼働状況・工事関連車両の台数を把握するとともに、建設作業騒音・振動及び道路交通騒音・振動・交通量を対象に事業計画地周辺において調査を行います。また、下水道整備前の工事排水、工事中の汚水（し尿）について、事業計画地内で調査を行います。排水する前に調査を行うという計画です。

さらに、工事により発生する産廃（建設汚泥を除く）・残土・建設汚泥の発生量・有効利用量・処分量について集計をしております。

以上、事後調査の結果、本事業により環境に著しい影響を及ぼすおそれがあるときは、関係機関と調整、協議の上、必要に応じて適切な措置を講じます。

事後調査の詳細につきましては、今後、関係機関と協議の上、決定させていただきます。

以上で準備書の要約書について説明させていただきました。よろしくお願いいたします。

**【近藤会長】** ありがとうございます。では、ただいまのご説明について、委員の皆さん方からご意見とかご質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

**【貫上委員】** 1つお伺いしたいです。水道と工業用水をお使いになって、下水道もこれから整備されるということですが、整備時期はいつ頃になるのでしょうか。これは、利用者さんというか、大阪市に聞くべきかと思うのですが。

**【事業者】** 事業者サイドでは、具体的に、何年何月に下水道と水道事業が完了するというのは把握しておらず、回答することができません。ただ、万博の評価書には、万博の開催時にはできているという情報もありますので、その辺りも踏まえつつ、今現在、協議等を行っているところで



す。

【貫上委員】 分かりました。

【近藤会長】 ほか、どうでしょうか。

では、委員の皆さんから質問が出るまでに、私から少し。工事期間が、少し万博の開催時期と重なる可能性があると思いますが、そこら辺についてはどのようにお考えでしょうか。

【事業者】 万博事業との重複は非常に重要と考えておりまして、準備書に複合影響という項目を5.18節に設けております。その中で、万博開催と工事開催時、その辺りの関連車両もご提供いただきまして、本事業の工事中の車両との重ね合わせを行いまして、一番ピークとなる時期につきましては、大気・騒音・振動、工事関連車両の走行に伴う予測で複合影響を考慮しております。

【近藤会長】 交通渋滞というか、工事車両との兼ね合いで問題が起こらないように、ぜひ、ご配慮していただきたいなと思います。

ほか、どうでしょうか。

ではもう一つ、今の場所は何もない更地の状態で、緑化計画で生態系ネットワークの形成とか書かれているわけですが、具体的にどういったことを考えられているのでしょうか。

【事業者】 具体的には、これから協議、調整、夢洲全体の話もありますので、生態系ネットワークという広い範囲に及ぶものになると思います。方針はそのように今、考えておりますが、具体的にはこれから検討させていただくという認識でございます。

【近藤会長】　そういうのは一般の人に開放するとか、そんなことも考えられていますか。

【事業者】　開放といいますと。

【近藤会長】　オープンにして、自由に行ける。

【事業者】　そちらも踏まえて、大阪市、I R推進局、港湾局も踏まえて、その辺りも検討はさせていただきますと考えています。

【近藤会長】　ほか、どうでしょうか。

もう一つだけ。ちょうど開業時期が2030年で、ちょうど、今のカーボンニュートラルの2030年の中間時期と重ね合わさるわけです。そうすると、そこでカーボンニュートラルの達成みたいな話が出てくると思いますが、SDGsについては結構書かれています、カーボンニュートラルについての記載はあまりないですが、そこら辺はどのようにお考えですか。

【事業者】　準備書でも、地球環境において供用時のCO<sub>2</sub>の排出量は、標準施設との比較で、供用時では約38%削減可能とさせていただいております。ただ、そのほか、夢洲1区での太陽光発電、あと予測に直接反映していないような、いわゆるエネルギー施設、エネルギーの適正管理等々、その辺りを踏まえて2030年度供用としておりますが、50%というのは準備書にも明確に目標値として記載をさせていただいております。

その後の将来的なカーボンニュートラルにつきましては、例えば設備機器を更新するときに、常に高効率の機械を検討するということがありますし、再生可能エネルギー由来の電力やクレジットの購入も検討して、将来的にはカーボンニュートラルを目指していく考えでおります。

【近藤会長】 ぜひ、そういう方向で進めていっていただきたいと思います。

ほか、どうでしょうか。

【若本委員】 景観部門で質問がございます。52ページに、景観の施設の存在に伴う影響がございまして、新たなランドマークとなる施設だとおっしゃっている一方で、最後には、景観に及ぼす影響は最小限にとどめるような環境保全について配慮すると書かれていまして、普通に考えると矛盾することが書かれています。とにかく目立たないといけないランドマークと、それに対して影響をとにかく少なくするのだと書かれてはいますが、具体的にどのような評価を通じて、一見、矛盾するかなのようなことを達成されようとしているのか、教えてください。

【事業者】 トレードオフといいますか、相反する記載にはなっていますが、まず事業特性としてランドマークということもありまして、事業特性上、最小限必要とする照明は確保しないといけないと考えております。その下で、ビビッドな夜間照明はできるだけ抑えるようにしたいと考えていまして、ここにも記載してありますとおり、光の量とか照射方法につきましては、できるだけコントロールできる設備を導入したり、配置を今後、詳細は検討していくという風になると思います。

あと当然、環境影響が認められる供用時の場合につきましては、こういった調整を適宜、適切に対応して行って、できるだけ抑えていくという考えでございます。

【若本委員】 景観って、そういうふうを考えるべきなのかどうか、もう少し議論されたほうがいいかなと思います。景観法などができたのも、そもそも自分たちの好きなものを建てていた

ら、えらいことになったということもございますし、一方でここ、対象物が非常に少ないです。

評価するときに、空と海と書かれていますけど、全くそのとおりで。もう少し言うなら、後ろの淡路島だとか六甲山、生駒とかそういった山系に囲まれているのが大阪湾の特徴なので、実際に何と調和させるのか、ランドマークにならざるを得ないのであれば、いかに新しい景観が大阪市の景観行政に貢献できるのか。

途中を見ますと、貢献するではなくて、支障がないようにしますみたいな書き方ですけど、実際は、景観というのはもっと積極的によくする方向で考えるべきだと思いますので、ここでよい景観とは何かをもう少し考えていただいたほうが、そうしないとこの矛盾はなかなか解消されないのではないかと思いますので、矛盾を解消するための評価方法とか、デザインの方向性などをお考えいただけるといいかなと思います。

この施設の計画も、出されている絵も部分しかなくて、見えないところもたくさんございますので、そういったところも考えながら、今後進めていただければなと思います。

**【近藤会長】** ほか、どうでしょうか。ウェブからも質問がありましたら。

**【亀甲委員】** 50ページで海域動物、私、魚の生態が専門です。Aで、現地に生息する海域動物は重要な種も確認されているものの、そのほとんどが大阪湾でよく見られる種となっていてあります。具体的に重要な種とか、よく見られる種はどんな生物があったのか、教えてもらっていますか。

**【事業者】** ウェブで参加しております、中央復建の重吉と申します。よろしく願いいたします

す。

今回の現地調査で確認された海域の動物といたしましては、アユ、ムラサキハナギンチャク、イリエツボ、ヒメカノコアサリ、ツバサゴカイ、オオヨコナガピンノ、イワガキ、カキモトシリス、ウエノドロクダムシの以上の9種になっております。

【亀甲委員】 重要な種は、何にとって重要ということでしょうか。

【事業者】 いわゆる絶滅危惧種とかに指定されているもの、保全の対象になっているものでして、種の保存法と、あと天然記念物関係、あとは国のレッドリスト、大阪府のレッドリストなどに該当するものとなっております。

【亀甲委員】 危惧されているような生物は、確認できなかったということによろしいですか。

【事業者】 そうですね。レッドリストに指定されているものはあるのですが、今回の事業の実施により、その影響が危惧されるようなものはなかったという整理になっております。

【亀甲委員】 分かりました。

【近藤会長】 ほか、どうでしょうか。

【山口委員】 大阪大学、山口です。電波障害の予測について47ページを拝見しまして、こちらの計算式を拝見させていただいて内容的には全く問題ないかなと思ったのですが、1点気になったのが、施設の供用後に電波障害の苦情等あったときには、本事業による影響であった場合には適切に対応するとあります。既に現時点で、ほかの多分、建物によって幾つか障害があるような地域がどうも見られるんですが、そういったところに対して、さらに今回のせいではないかとい

う形で苦情も、その苦情が正しいのかどうか分からないですけど、苦情も来ると思います。それ、実際にどのようにご対応されるのでしょうか。

【事業者】 本事業の高層建築物について、予測評価の結果は準備書に記載しております。そもそも影響はないという結果にしています、これは反射障害も含めて。ただ、現在の建物状況が予測状況になっています。本事業の影響はないと考えるのですが、万一、苦情があった場合には適切に対応させていただく。当然、苦情をおっしゃったお宅の周辺の状況もあると思いますし、それらは苦情があった時点で、少し事業者側でリサーチして、今回の予測評価結果と重ね合わせて、明確にこの事業の要因なのか、違うのか、ほかの建物の影響なのかといったところは把握した上で、その苦情者にご回答するような姿勢を考えております。

【山口委員】 つまり、切り分ける方法があるということですね。

【事業者】 なかなか難しいとは思いますが。

【山口委員】 難しいと思います。

【事業者】 難しいですが、そうしていかないと、何でもかんでも本事業ということにもなりますので、そこはちゃんと把握していくのが重要かなと思います。

【近藤会長】 ほか、どうでしょうか。

【花嶋委員】 47ページの中段に、施設の供用でコンサートや花火については云々というのがあるんですけど、ここで大阪市環境局に苦情発生の有無を確認したところというのは、大阪市内でこういう苦情は1件も、直近3年間になかったということでしょうか。

それと、ちょうどこれはコロナの時期かと思いますが、コロナの時期は多分、花火とかコンサートとかあまりなかったと思いますが、それ以前はどうだったのでしょうか。

**【事業者】** コンサート、花火につきましては類似事例の状況が実際にどうなのかを確認させていただきまして、過去3年のリサーチをさせていただきました。

コロナ禍の期間なので苦情はない、ご指摘のとおりかと思います。それ以前につきましても、コンサートや花火みたいな催物での苦情はあまりないのかなという認識です。

**【近藤会長】** 何かあるでしょうか、お願いします。

**【吉田委員】** ただいまお答えいただきましたコンサート、花火に関するところですが、私、騒音関係を担当させていただいております。

音の関連することで考えますと、コンサートの音が、周りへの影響が多い少ないというのは、本当に状況によって様々変化するものかなと思います。要は、コンサートの中でどれだけの音を出しているのかと、コンサート会場と住民の方との距離で全く影響が変わってしまうものが一般的です。そうなったときに、過去問題がなかった場合のコンサートの中の音と距離、あと、今回設置されようとしている場所で、どれだけの音を出そうとしているのかと、その場所と居住されている地域との距離によって、全くこれまでは苦情がなかったからといって、この先も苦情はないという流れで考えていいのかなと、少し心配なところはあります。

例えば39ページに書かれていますけど、もし問題があった場合は、開催時間を配慮するとか、周辺への影響が小さくなるよう配慮すると書かれておられますけど、実際に出力レベルとか、通

常、ほかの道路交通騒音であったり、空調設備の音の場合ですと、その数字で騒音レベル、あるいはL A e qなどで評価されていると思いますけど、レベルに対しての制限といいますか、制約、あるいは環境保全の考え方はございますでしょうか。

**【事業者】** 現時点では、コンサートの規模とか花火大会の詳細の内容が未定の部分があります。ただ、実施する可能性があるということで、今回、予測評価の対象とさせていただいておりました。具体的に音響施設の制約は、今後計画が具体化するにつれて検討するものかなと存じております。ご指摘を踏まえて、そちらにも反映すべきものかなと考えます。

**【近藤会長】** まだ多分、いろんなご意見があろうかと思いますが、この後、現地視察もあって、時間が非常にタイトな状況になりますので、申し訳ございませんけれども、この場での質疑応答はここまでとさせていただきたいと思います。

以後の議論につきましては、個別の専門部会において、もう少し詳細にご議論いただきたいと思いますので、そういうことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

1つ目の議題につきましては、以上で終了させていただきたいと思います。事業者の皆様、どうもありがとうございました。

**【事業者】** ありがとうございました。

**【近藤会長】** 議題2つ目のその他といたしまして、今後の審議の進め方について、事務局よりご説明をお願いいたします。



【事務局】 委員の皆さん、ご議論ありがとうございます。

本案件につきまして、今後の審議の進め方ですが、資料3に大阪市環境影響評価専門委員会部会構成をお示ししておりますが、準備書につきましては一部合同部会として、まず「総括部会」と「大気・騒音振動合同部会」、「陸生生物・水生生物合同部会」、「景観・電波障害合同部会」、「水質廃棄物部会」において、ご検討を進めていただきたいと思いますと考えております。

事務局としましては、来年1月末を目途にご答申を賜りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

【近藤会長】 ただいま事務局からご提案がありました部会運営や答申までの審議、本日の会議全般を通じまして、何かご質問等はございますでしょうか。

特にご意見がないようですので、本日の議事につきましては以上で終了とさせていただきます。

それでは、事務局へお返しいたします。

【司会】 本日は、近藤会長はじめ、委員の皆様におきましては、お忙しいところご出席、ご審議賜り、誠にありがとうございました。

これをもちまして、本日の専門委員会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。